

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	公衆浴場法				法令の番号	昭和23年法律第139号							
手続名	公衆浴場営業許可（1／3）				根拠条項	第2条第1項							
審査基準	第1 公衆浴場の配置の基準												
	1 市の区域にあつては、既設の公衆浴場の敷地から 300m以上、その他の区域にあつては 400m以上離れていること。ただし、土地の状況により知事が配置上支障がないと認める場合は、この限りでない。												
	2 次の各号に掲げる公衆浴場は、前項の公衆浴場には含まない。												
	(1) 工場その他の事業場がその従業員の福利厚生施設として設置する公衆浴場で、知事が指定するもの（現在指定していない）												
	(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条にいう社会福祉事業の施設に設置する公衆浴場で、知事が指定するもの（現在指定していない）												
審査基準	(3) 入浴設備を個室のみに設けた公衆浴場												
	(4) 温泉法第 2 条に規定する温泉を利用して設置する公衆浴場												
	第2 営業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 1 号の営業を営む営業者〔以下「個室付浴場営業者」という。〕を除く。）が講じるべき構造設備の基準												
	1 浴室												
	(1) 男女別に設けてあり、相互に見通すことができないこと。												
審査基準	(2) 脱衣室とは、見通すことができるガラス戸又はこれに代わるもので仕切られていること。												
	(3) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。												
	(4) 照明は、床面において 30 ルクス以上の照度であること。												
	(5) 浴槽水を十分に供給することにより常に浴槽水を浴槽からあふれさせること。ただし、入浴者ごとに浴槽水を完全に入れ替える場合を除く。												
	(6) 浴室に供給される湯又は水が飲用できない場合には、給水（湯）栓の周囲の見やすい箇所に、飲用不適である旨を表示すること。												
審査基準	(7) 浴槽には、必要に応じ、温度計を備えること。												
	(8) 洗場の床は、排水が停滞せずに流出できること。												
	(9) 適当数の洗いおけ及び腰掛を備えること。												
	(10) 適当な数の給湯（水）栓を設けてあり、湯及び水を十分供給できること。												
	(11) 放熱パイプを設けている場合は、蒸気、熱気等が直接身体に接触しないこと。												
審査基準	(12) 蒸気箱又は熱気箱を設ける場合は、入浴者が内部から開閉できること。												
	(13) 浴槽水の水質は次に定める基準に適合すること。ただし、この基準（濁度、全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量に限る。）により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しない。												
	濁度～5度以下												
	全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量～全有機炭素の量にあつては 1ℓ 中 8 mg以下、過マンガン酸カリウム消費量あつては 1ℓ 中 25 mg以下。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により、全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量 1ℓ 中 25 mg以下												
	受付機関	保健福祉事務所		処理機関	保健福祉事務所		交付機関	保健福祉事務所		標準処理期間	1 2 日		目次 NO
									標準経由期間	一日			

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法 令 名	公衆浴場法				法令の番号	昭和23年法律第139号				
手 続 名	公衆浴場営業許可（2／3）				根 拠 条 項	第2条第1項				
審 査 基 準	大腸菌～1ml中に1個以下 レジオネラ属菌～100ml中に10cfu未満									
	2 脱衣室									
	(1) 男女別に設けてあり、相互に見通すことができないこと。									
	(2) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。									
	(3) 照明は、床面において 70 ルクス以上の照度であること。									
	(4) 適当な数の脱衣棚又は脱衣カゴを備えて、衣類等を衛生的に保管できること。									
	3 便所									
	(1) 男女別に設けられていること。									
	(2) 手洗い設備が備えられていること。									
	(3) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。									
(4) 照明は床面において 70 ルクス以上の照度であること。										
4 その他										
(1) 手ぬぐい、くし、かみそり等は、使用ごとに衛生的処置をほどこしたものの以外は入浴者に貸与しないこと。										
(2) 脱衣かご、洗いおけ、腰かけ等は、清潔なものを備え、定期的に消毒を行うこと。										
(3) 浴場は、常に清潔を保持し、衛生害虫及びねずみの発生を防止すること。										
(4) 浴場の内部は、外部から見通すことができないこと。										
(5) 浴場には、風紀を乱す文書、絵画、写真、置物、装飾、設備等を掲げ、置き、又は設けられていないこと。										
(6) 浴場では、従業員に風紀を乱すような服装及び行為をさせないこと。										
(7) 浴場内の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。										
第3 第2の1(1)、2(1)及び3(1)の基準は、専ら特定の者に貸切りで利用させる浴場については、適用しない。										
第4 個室付浴場営業者が講じるべき構造設備の基準										
(1) 第2の1～4（1の(1)及び(2)並びに2の(1)を除く）の基準に適合していること。										
(2) 個室の床面積は5㎡以上であること。										
(3) 各個室への通路は、共用のものであること。										
(4) 個室内は、その個室の出入口から見通しのきく構造配置であること。										
(5) 個室の出入口は、幅0.7m以上高さ1.8m以上であること。										
受 付 機 関	保健福祉事務所	処理 機 関	保健福祉事務所	交付 機 関	保健福祉事務所	標準処理期間		12日	目次 NO	
						標準経由期間		一日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課生活衛生課

法 令 名		公衆浴場法		法令の番号		昭和23年法律第139号	
手 続 名		公衆浴場営業許可（3／3）		根 拠 条 項		第2条第1項	
審 査 基 準	(6) 個室の出入口に扉等を設けるときは扉に鍵をつけないこととし、その扉等の 1.8m以下の適当な位置に 0.3 m ² 以上の透明ガラス窓を設ける等の見通しのきく措置をし、かつその見通しを妨げるような遮蔽物を設け、又はその見通しを妨げることができるような設備をしていないこと。						
	(7) 個室内の照明の点滅装置はその個室の外に設け、かつ一個の点滅装置で個室内の全部の照明の点滅をすることができること。						
	(8) 個室内には、入浴に必要なでないものを置かないこと。						
	第5 知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、許可に際して必要な条件を附するものとする。						
	第6 申請者に求められる基準						
	次のいずれにも該当しないこと。						
	(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)						
	(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)						
	(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者						
	(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者						
受 付 機 関	(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者						
	(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者						
	(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者						
	(8) 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人						
	(9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人						
保 健 福 祉 事 務 所		保 健 福 祉 事 務 所		保 健 福 祉 事 務 所		保 健 福 祉 事 務 所	
処 理 機 関		処 理 機 関		処 理 機 関		処 理 機 関	
標 準 処 理 期 間		標 準 処 理 期 間		標 準 処 理 期 間		標 準 処 理 期 間	
12日		12日		12日		12日	
目 次		目 次		目 次		目 次	
NO		NO		NO		NO	
標 準 経 由 期 間		標 準 経 由 期 間		標 準 経 由 期 間		標 準 経 由 期 間	
一日		一日		一日		一日	